

## ICT サービス関連通商交渉についての JISA の基本的立場

2013 年 8 月

JISA パブリックポリシー部会

情報処理技術の高度化、インターネット利用の一般化、クラウドコンピューティングやワイヤレス利用の普及、ソーシャルサービスの発展、スマートデバイスの普及や M2M 通信の発展、ビッグデータの活用などにより、世界中の人々がネットワークでデータを活用できる環境と、世界中のどこにいても必要なデータ・情報に自由にアクセスできるユビキタス環境とが現実のものとなり、それらが融合発展した「高度 ICT サービス活用により新しい経済社会の創設」の時代に私たちはたっている。これは、デジタル経済社会における新たなイノベーションの到来であり、より高度な知識経済社会の到来をつげるものでもある。

ICT の利活用によるこの変革は産業と経済のみならず、医療や社会保障、教育、社会インフラ、文化・芸術、就労、防災、環境、安全・安心な生活、政治の有り様など社会全体にまで大きなインパクトをもたらし、様々な課題の解決に貢献することが期待されている。我が国としては、イノベーションを創造する人財の育成、リスクマネーの供給、中小企業等ビジネス活動の潜在成長力強化、公共分野の ICT 活用推進とデータの高度活用といった国全体の基盤を支える政策による最先端 ICT 国家の建設やイノベーションを推進する政策とを有機的に連動させることによって、我が国がかかえる少子高齢化とエネルギー問題といった課題を克服しつつ新たな先端成長産業の創出と活力ある経済社会の実現を目指すことが必要である。その過程においては、国際経済社会の一員として世界の経済社会の発展に貢献する我が国の立場をより一層力強いものにしていくことがあわせて必要である。

情報サービス産業白書 2013 で引用されている平成 22 年特定サービス産業実態調査によると、情報サービス産業の売上が名目 GDP に占める割合は約 4% (2010 年) を占めている。また全産業就業者数に占める情報サービス産業就業者数は約 1.5% (2010 年) となっている。同白書では、内外の経済情勢は不確実性を残しているものの、企業における CRM、BI (ビジネスインテリジェンス)、などの「攻めの IT 投資」の推進、「ビジネスのグローバル化」、「情報システムのサービス化」の流れは着実に発展すると分析している。

一方グローバリゼーションの進展や技術進歩の在り方に対して、肯定的な見解とともに経済社会へのマイナスの影響といった否定的な懸念が提起されているのもまた事実である。例えばそれは、個人情報保護やセキュリティの問題であるとか、多様性のある固有の文化の保護といった形で表面化してきている。そうした課題への対処として、あたかも情報へのアクセスを制限し、自由で開かれたネットワークを分断し、情報の流通を妨げようとする規制政策の導入が提起されることがある。また同様に貿易投資分野、通商政策に関する政策の立案と実施の際においても、国際的な ICT サービスの高度な利活用の推進に背を向ける保護主義的な動きが見受けられることがあり、個人情報保護規制や自由な情報流通への規制がビジネスの障害になりかねない。

特に相対的に経営への影響が大きい中小規模の情報サービス企業にとっては、グローバル化の流れの中でデータの扱いを巡る規制やサービス提供のより生じる責任、通商規則の制約などにより、思うような適応が出来ない為、これらのパブリックポリシー上の環境変化により、大きな課題を抱える事になる恐れがある。

新しい経済社会の創設を担う ICT サービス産業の業界である情報サービス産業協会としては、こうした過度な規制や保護主義的政策の導入には賛成できない。しかし、新しいビジネスモデルの発展と新しい経済社会の到来に応じた新しいルール構築もまた必要であると考えている。下記のリストは、我が国が TPP 交渉に参加するにあたって当協会が政府と経済団体にその実現を要望した主要政策課題の表題を列挙している。こうした内容の多くは、各国の政府や民間関係者が協力して建設的な新しいルールづくりを進めることによって実現していくものと考えている。よって、このリストに掲げる内容については、TPP 交渉のみならず様々な通商交渉や政策検討の場においても積極的にとりあげて早期に国際的に通用するルールづくりが実現を期待している。

我々は、旧来の法制度の枠組みや運用の在り方を国内、国際の両面から見直し、新たな国際的なルールづくりに積極的に貢献して、ICT サービス産業の発展とその役割をはたしていきたいと考えている。

#### 新たなルール等を整備すべき主な分野（TPP などの通商交渉を念頭）

- －クラウドコンピューティング、サービス分野の貿易自由化
- －無差別原則や自由化規律の扱いの確認
- －「新たな貿易課題」への対応
- －ICT サービスと ICT エンハンスド (Enable) サービスについての新たな規定
- －電子商取引関連のカバーする範囲と努力義務規定の見直し
- －過度なパフォーマンス要求の禁止
- －サービス提供者責任の免責等
- －IPR (知的財産権) に関する権利調整等
- －国境を越えたデータの移動、越境サービス、電気通信、投資についての統一ルール明確化等
- －個人情報保護、データ保護ルール、セキュリティ関連ルールの整備
- －PE 課税、外国法人課税等国際租税制度の整備 (所得税の重複課税回避)
- －基準・認証、標準などのルールについて (できるだけ国際標準を使うこととし、非関税障壁となるようなその国独自のルールなどを設けたり運用したりしない)

以上